

令和5年12月15日付新旧対照表（令和5年11月30日公表版からの変更点）

○実施方針

No.	該当箇所	旧	新											
1	表 実施方針で用いる用語 D B O方式	D B O（Design Build Operate の略）方式は、公共が資金を調達し、設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して事業者に 発注する 方式をいう。	D B O（Design Build Operate の略）方式は、公共が資金を調達し、設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して事業者 に委ねる 方式をいう。											
2	同表 事業者	本事業に関し、P F I 法に準じて特定事業を実施する民間事業者をいう。	市と本事業の特定事業契約を締結する民間事業者											
3	同表 道の駅	地域振興機能、アクティビティ機能、道路休憩機能、道路情報発信機能、防災機能 及び 事務的機能から構成される。	地域振興機能、 眺望・アクセス機能 、アクティビティ機能、道路休憩機能、道路情報発信機能、防災機能 、事務的機能等 から構成される。											
4	同表 地域振興機能	飲食、産直・物販、木工クラフト振興、環有明海魅力発信、 眺望・アクセス 及び共通機能から構成される。	飲食、産直・物販、木工クラフト振興、環有明海魅力発信及び共通機能から構成される。											
5	P 1 表 施設・機能一覧表 道の駅の「地域振興機能」 以外の機能について	<table><tr><td>アクティビティ機能</td></tr><tr><td>道路休憩機能</td></tr><tr><td>道路情報発信機能</td></tr><tr><td>防災機能</td></tr><tr><td>事務的機能</td></tr></table>	アクティビティ機能	道路休憩機能	道路情報発信機能	防災機能	事務的機能	<table><tr><td>眺望・アクセス機能</td></tr><tr><td>アクティビティ機能</td></tr><tr><td>道路休憩機能</td></tr><tr><td>道路情報発信機能</td></tr><tr><td>事務的機能</td></tr><tr><td>防災機能</td></tr></table>	眺望・アクセス機能	アクティビティ機能	道路休憩機能	道路情報発信機能	事務的機能	防災機能
アクティビティ機能														
道路休憩機能														
道路情報発信機能														
防災機能														
事務的機能														
眺望・アクセス機能														
アクティビティ機能														
道路休憩機能														
道路情報発信機能														
事務的機能														
防災機能														
6	同上 川の駅の敷地面積	約 8, 400 m ²	約 8, 400 m ² (河川区域内)											
7	P 3 事業コンセプト	1. 木工を核としたインテリア産業の魅力を体感できる (仮称)「 広域的地域振興拠点機能施設 」	「(仮称) 広域的地域振興拠点機能施設 」											

No.	該当箇所	旧	新
8	P 4 (8) 事業スケジュール (予定)	本事業の事業期間は、特定事業契約が効力を発する日から令和 25 年 3 月 31 日までとする。	本事業の事業期間は、特定事業契約の効力を発する日から令和 25 年 3 月 31 日までとする。
9	同上	事業者の提案により、令和 10 年 3 月よりも前に開業することは可能である。ただし、開業時期の前倒しに伴い発生する追加費用を市は負担しない。また、開業時期を前倒した場合でも、事業の終了は令和 25 年 3 月 31 日までとする。	(削除)
10	同上 表 7 項目目	開業日：令和 10 年 3 月中 ※前倒し可	開業日：令和 10 年 3 月中
11	P 5 ア 統括管理業務	(ウ) 書類等の管理及び記録の作成業務	(ウ) 業務の記録作成及び文書等の管理業務
12	P 5 カ 維持管理業務	(ア) 道の駅維持管理業務	(ア) 道の駅の維持管理業務
13	同上	c 備品等保守管理業務	c 什器・備品等保守管理業務
14	同上	(イ) 川の駅運営業務	(イ) 川の駅の維持管理業務
15	P 5 キ 運営業務	(ア) 道の駅維持管理業務	(ア) 道の駅の維持管理業務
16	同上	(イ) 川の駅運営業務	(イ) 川の駅の維持管理業務
17	同上	(ウ) その他	(ウ) その他の運営業務
18	P 8～9 表 1 項目目	実施方針の公表： 令和 5 年 11 月 30 日 (木)	実施方針 (修正版) 及び要求水準書 (案) の公表： 令和 5 年 12 月 15 日 (金)

No.	該当箇所	旧	新
19	同上 表 3 項目目	実施方針に関する質問・意見の受付： 令和 5 年 11 月 30 日（木）～令和 5 年 12 月 27 日（水）	実施方針（ 修正版 ）及び 要求水準書（案） に関する質問・意見の受付： 令和 5 年 12 月 15 日（金）～令和 6 年 1 月 12 日（金）正午まで
20	同上 表 4 項目目	要求水準書（案）に関する質問・意見の受付： 要求水準書（案）の公表日～令和 5 年 12 月 27 日（水）	（削除）
21	同上 表 5 項目目	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表 ：令和 6 年 1 月 30 日（火） ※質問・意見の内容によっては、随時回答を行う場合がある。	実施方針（ 修正版 ）及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表： 令和 6 年 2 月 6 日（火） ※質問・意見の内容によっては、随時回答を行う場合がある。
22	P 9 （2）実施方針（ 修正版 ） 及び 要求水準書（案） に関する質問・意見の受付 及び回答公表	（2）実施方針に関する質問・意見の受付及び回答公表	（2）実施方針（ 修正版 ）及び 要求水準書（案） に関する質問・意見の受付及び回答公表
23	同上	本事業への応募を検討する法人より、実施方針に関する質問・意見を受付し、回答する。手順については次のとおり。	本事業への応募を検討する法人より、実施方針（ 修正版 ）及び 要求水準書（案） に関する質問・意見を受付し、回答する。手順については次のとおり。

No.	該当箇所	旧	新
24	同上 ア 提出方法	質問・意見は、様式1「実施方針に関する質問書」及び様式2「実施方針に関する意見書」に必要事項を記載の上、その電子ファイルを第8章の3に示す問合せ先に電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「実施方針に関する質問・意見」と記載すること。 なお、提出者は、電話により、市に対し受信の確認を行うことができる。ただし、当該電話の受付時間は市役所開庁日の9時から17時までに限る。	質問は、様式1-1「実施方針（修正版）に関する質問書」及び様式1-2「要求水準書（案）に関する質問書」に、意見は、様式2-1「実施方針（修正版）に関する意見書」及び様式2-2「要求水準書（案）に関する意見書」に、それぞれ必要事項を記載の上、その電子ファイルを第8章の3に示す問合せ先に電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「実施方針（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問・意見」と記載すること。 なお、提出者は、電話により、市に対し受信の確認を行うことができる。ただし、当該電話の受付時間は市役所開庁日の9時から17時までに限る。
25	同上 イ 受付期間	令和5年11月30日（木）から同年12月27日（水）正午まで	令和5年12月15日（金）から令和6年1月12日（金）正午まで
26	同上 ウ 実施方針（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表	ウ 実施方針に関する質問・意見への回答公表	ウ 実施方針（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表
27	同上	回答公表日：令和6年1月30日（火）【予定】※	回答公表日：令和6年2月6日（火）【予定】※
28	P10	（2）要求水準書（案）の公表及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表 市は、要求水準書（案）を市ホームページにて公表するとともに、本事業への応募を検討する法人より、要求水準書（案）に関する質問・意見を受付し、回答する。手順については、要求水準書（案）公表時に示す。	（削除）

No.	該当箇所	旧	新
29	P 12 【建設企業】 (ウ) 建築施工企業 b	審査基準日が資格確認基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 820 点以上又は大川市建設工事競争入札参加資格者の格付「 建設 一式工事」が A ランク以上であること。	審査基準日が資格確認基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 820 点以上又は大川市建設工事競争入札参加資格者の格付「 建築 一式工事」が A ランク以上であること。
30	P 24～28 別紙 1 施設区分 (案)		(表変更)
31	P 32 様式 1－1	実施方針に関する質問書 (中略) ※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。	実施方針 (修正版) に関する質問書 (中略) ※ 別添 の Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。
32	P 33 様式 1－2		(追加) 「 様式 1－2 要求水準書 (案) に関する質問書 」
33	P 34 様式 2－1	実施方針に関する意見書 (中略) ※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。	実施方針 (修正版) に関する意見書 (中略) ※ 別添 の Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。
34	P 35 様式 2－2		(追加) 「 様式 2－2 要求水準書 (案) に関する意見書 」